

## 令和4年12月市議会定例会議

### 総務常任委員会資料

(議案第133号)

1. 福島市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件 P 2  
【総務課】

(議案第135号)

2. 福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 4  
【人事課】

(議案第155号)

3. 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 5  
【人事課】

(議案第156号)

4. 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 6  
【人事課】

(議案第157号)

5. 福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 P 7  
【人事課】

(議案第144号)

6. 字の区域の変更の件 P 9  
【総務課】

総 務 部

(議案第 133 号)

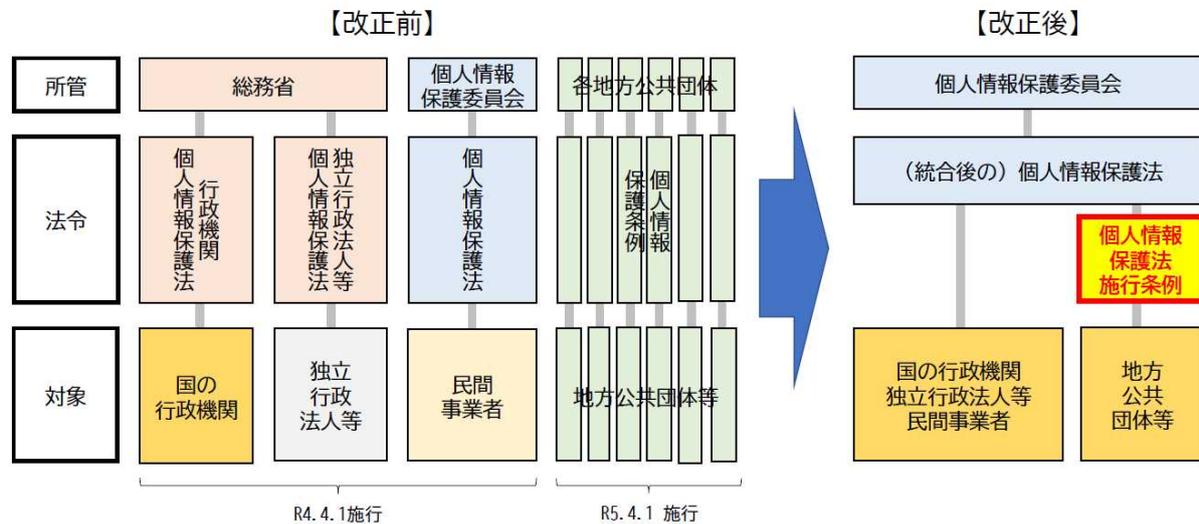
## 福島市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

### 1 条例制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、福島市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止し、法律の施行に必要な事項を規定する条例を設ける。

### 2 法改正の概要

これまで各地方公共団体がそれぞれ条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から法による全国的な共通ルールが適用されるとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。



### 3 条例制定の概要 ※アンダーラインは旧条例からの変更点

#### (1) 条例の適用対象

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長並びに財産区

※議会は法の適用対象外

#### (2) 保有個人情報の開示請求に係る手数料等

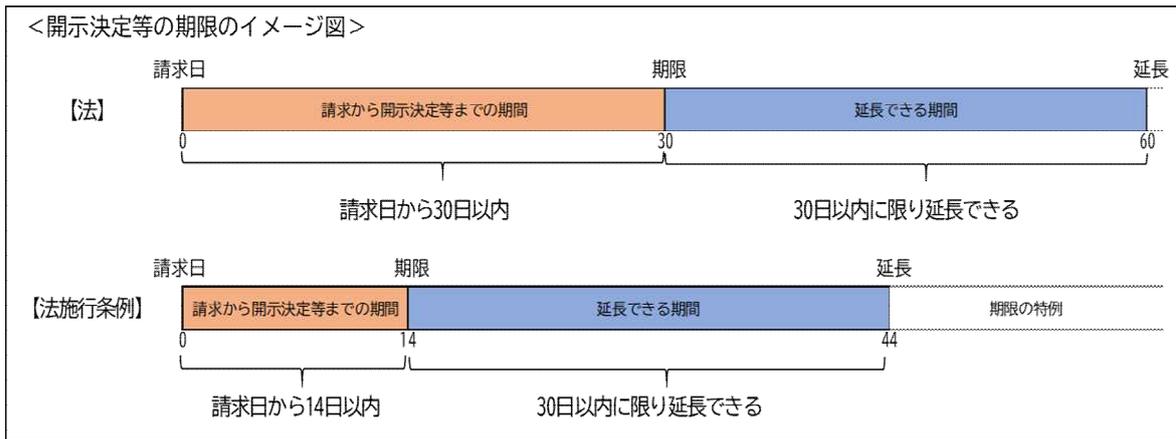
旧条例と同様に「無料」とし、写しの交付に係る費用は実費負担とする。

#### (3) 開示決定等の期限及び期限の特例

旧条例と同様に「開示請求があった日から14日以内」とする。

なお、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を「30日以内」に限り延長することができる。

また、開示決定等の期限の特例として、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、「開示請求があった日から44日以内」にその全てについて開示決定等をするにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、特例的に相当の期限延長をすることができる。



#### (4) 審査会への諮問（新規）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福島市行政不服審査会へ諮問することができる。

- ① 条例を改正・廃止する場合
- ② 個人情報の安全管理措置の基準を定める場合
- ③ 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

#### (5) 施行状況の公表

旧条例と同様に、年1回、保有個人情報の開示請求等の状況を公表する。

### 4 条例に定めない事項

#### (1) 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の提供制度は、都道府県及び指定都市は義務となるが、その他の地方公共団体等については、当分の間、任意となっている。

匿名加工情報の作成及び提供には、万全の安全管理措置を講ずる必要があり、制度の導入には相当の準備を要するため、令和5年4月1日時点の導入は見送りとし、匿名加工情報の提供に関する手数料の規定は設けない。

#### (2) 条例要配慮個人情報について

法に規定する要配慮個人情報は、旧条例に規定されている要配慮個人情報を含む内容であるため、条例要配慮個人情報に関する規定は設けない。

### 5 条例の施行日

令和5年4月1日から施行する。

【令和4年12月定例会議 提出議案説明資料】

(議案第135号)

## 福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨 国家公務員退職手当法における運用方針の改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 条例改正の概要

会計年度任用職員(フルタイム)の退職手当について、支給要件が緩和されることを踏まえ、国と同様の措置を講じるため、条例の改正を行うもの。

○会計年度任用職員(フルタイム)に対する退職手当の支給要件

#### 【現 行】

勤務した日数が18日以上の月が、連続して6か月を超えること



#### 【改正後】

勤務した日数が18日(ひと月の勤務すべき日数が20日未満の場合は、20日と勤務すべき日数との差を、18日から引いた日数)以上の月が、連続して6か月を超えること

(例)令和5年1月の場合

勤務すべき日数 19日(土日祝を除く開庁日)

① 20日-19日(勤務すべき日数)=1日

② 18日-1日=17日 ⇒ 支給要件を満たすための勤務日数が17日以上に緩和

3 条例の施行予定日 公布の日から施行

【令和4年12月定例会議 提出議案説明資料】

(議案第155号)

## 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

### 1 条例改正の趣旨

議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

### 2 条例の改正概要

議会議員の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和4年の人事院勧告において指定職職員の勤勉手当が「0.05月」引上げられたことに伴い、引上げを行うものである。

改定内容については、下記のとおり。

#### ○議会議員の期末手当

<現行>

| 区分   | 支給月数   |
|------|--------|
| 6月期  | 1.625月 |
| 12月期 | 1.625月 |
| 計    | 3.250月 |



**0.05月増**

<改定後> 令和4年12月期分

| 区分   | 支給月数          |
|------|---------------|
| 6月期  | 1.625月        |
| 12月期 | <b>1.675月</b> |
| 計    | 3.300月        |

影響額 1,260千円余

<改定後> 次年度以降分

| 区分   | 支給月数          | 備考   |
|------|---------------|------|
| 6月期  | <b>1.650月</b> | 均等配分 |
| 12月期 | <b>1.650月</b> |      |
| 計    | 3.300月        |      |

### 3 条例の施行予定日

- (1) 令和4年12月期分 公布の日から施行(令和4年12月1日適用)
- (2) 次年度以降分 令和5年4月1日施行

(議案第156号)

## 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

### 1 条例改正の趣旨

市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

### 2 条例の改正概要

市長等の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和4年の人事院勧告において指定職職員の勤勉手当が「0.05月」上げられたことに伴い、上げを行うものである。

改定内容については、下記のとおり。

#### ○市長等(特別職)の期末手当

<現行>

| 区分   | 支給月数   |
|------|--------|
| 6月期  | 1.600月 |
| 12月期 | 1.600月 |
| 計    | 3.200月 |



**0.05月増**

<改定後> 令和4年12月期分

| 区分   | 支給月数          |
|------|---------------|
| 6月期  | 1.600月        |
| 12月期 | <b>1.650月</b> |
| 計    | 3.250月        |

影響額 250千円余

<改定後> 次年度以降分

| 区分   | 支給月数          | 備考   |
|------|---------------|------|
| 6月期  | <b>1.625月</b> | 均等配分 |
| 12月期 | <b>1.625月</b> |      |
| 計    | 3.250月        |      |

### 3 条例の施行予定日

- (1) 令和4年12月期分 公布の日から施行(令和4年12月1日適用)
- (2) 次年度以降分 令和5年4月1日施行

(議案第157号)

福島市職員の給与に関する条例等

〔 福島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
 福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 〕

の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

職員の給料及び期末手当等を改定するため、所要の改正を行うものである。

2 条例の改正概要

令和4年の福島県人事委員会勧告において、月例給及び期末勤勉手当の支給月数が引上げられたことに伴い、引上げを行うものである。

改定内容については、下記のとおり。

(1)月例給

初任給を中心に若年層に重点を置いて、平均0.25%引上げる。

初任給 初級(高校卒基準):4,000円引上げ(162,400円)

上級(大学卒基準):3,000円引上げ(196,100円)

(2)期末・勤勉手当

○一般職の期末・勤勉手当

<現行>

| 区分   | 期末手当   | 勤勉手当   | 計      |
|------|--------|--------|--------|
| 6月期  | 1.175月 | 0.950月 | 2.125月 |
| 12月期 | 1.175月 | 0.950月 | 2.125月 |
| 計    | 2.350月 | 1.900月 | 4.250月 |



0.10月増

<改定後> 令和4年12月期分

| 区分   | 期末手当          | 勤勉手当          | 計      |
|------|---------------|---------------|--------|
| 6月期  | 1.175月        | 0.950月        | 2.125月 |
| 12月期 | <b>1.225月</b> | <b>1.000月</b> | 2.225月 |
| 計    | 2.400月        | 1.950月        | 4.350月 |

<改定後> 次年度以降分

※均等配分

| 区分   | 期末手当          | 勤勉手当          | 計      |
|------|---------------|---------------|--------|
| 6月期  | <b>1.200月</b> | <b>0.975月</b> | 2.175月 |
| 12月期 | <b>1.200月</b> | <b>0.975月</b> | 2.175月 |
| 計    | 2.400月        | 1.950月        | 4.350月 |

○再任用職員及び一般任期付職員の期末・勤勉手当

<現行>

| 区分   | 期末手当   | 勤勉手当   | 計      |
|------|--------|--------|--------|
| 6月期  | 0.650月 | 0.475月 | 1.125月 |
| 12月期 | 0.650月 | 0.475月 | 1.125月 |
| 計    | 1.300月 | 0.950月 | 2.250月 |



0.05月増

<改定後> 令和4年12月期分

| 区分   | 期末手当          | 勤勉手当   | 計      |
|------|---------------|--------|--------|
| 6月期  | 0.650月        | 0.475月 | 1.125月 |
| 12月期 | <b>0.700月</b> | 0.475月 | 1.175月 |
| 計    | 1.350月        | 0.950月 | 2.300月 |

<改定後> 次年度以降分

※均等配分

| 区分   | 期末手当          | 勤勉手当   | 計      |
|------|---------------|--------|--------|
| 6月期  | <b>0.675月</b> | 0.475月 | 1.150月 |
| 12月期 | <b>0.675月</b> | 0.475月 | 1.150月 |
| 計    | 1.350月        | 0.950月 | 2.300月 |

○会計年度任用職員(フルタイム・月額パート)の期末手当

<現行>

| 区分   | 期末手当   |
|------|--------|
| 6月期  | 1.175月 |
| 12月期 | 1.175月 |
| 計    | 2.350月 |

改定なし

令和4年12月期分

| 区分   | 期末手当   |
|------|--------|
| 6月期  | 1.175月 |
| 12月期 | 1.175月 |
| 計    | 2.350月 |



0.05月増

<改定後> 次年度以降分

| 区分   | 期末手当          |
|------|---------------|
| 6月期  | <b>1.200月</b> |
| 12月期 | <b>1.200月</b> |
| 計    | 2.400月        |

○会計年度任用職員(時間額パート)の期末手当

<現行>

| 区分   | 期末手当   |
|------|--------|
| 6月期  | 0.500月 |
| 12月期 | 0.500月 |
| 計    | 1.000月 |

改定なし

令和4年12月期分

| 区分   | 期末手当   |
|------|--------|
| 6月期  | 0.500月 |
| 12月期 | 0.500月 |
| 計    | 1.000月 |



0.05月増

<改定後> 次年度以降分

| 区分   | 期末手当          |
|------|---------------|
| 6月期  | <b>0.525月</b> |
| 12月期 | <b>0.525月</b> |
| 計    | 1.050月        |

※給与改定に伴う影響(年額増加分の見込み)【一般会計分】

(単位:千円)

| 職 種            | 月例給    | 期末勤勉手当 | 合 計    | 一人あたり |
|----------------|--------|--------|--------|-------|
| 一般職            | 17,100 | 74,600 | 91,700 | 47    |
| 再任用・一般任期付      | 700    | 1,600  | 2,300  | 18    |
| 会計年度(フルタイム・月額) | 17,600 | 6,900  | 24,500 | 53    |
| 会計年度(時間額)      | 16,900 | 4,600  | 21,500 | 41    |

3 条例の施行予定日

(1)月例給

公布の日から施行(令和4年4月1日適用)

※会計年度任用職員は規則の改正により令和5年1月1日適用

(2)期末勤勉手当

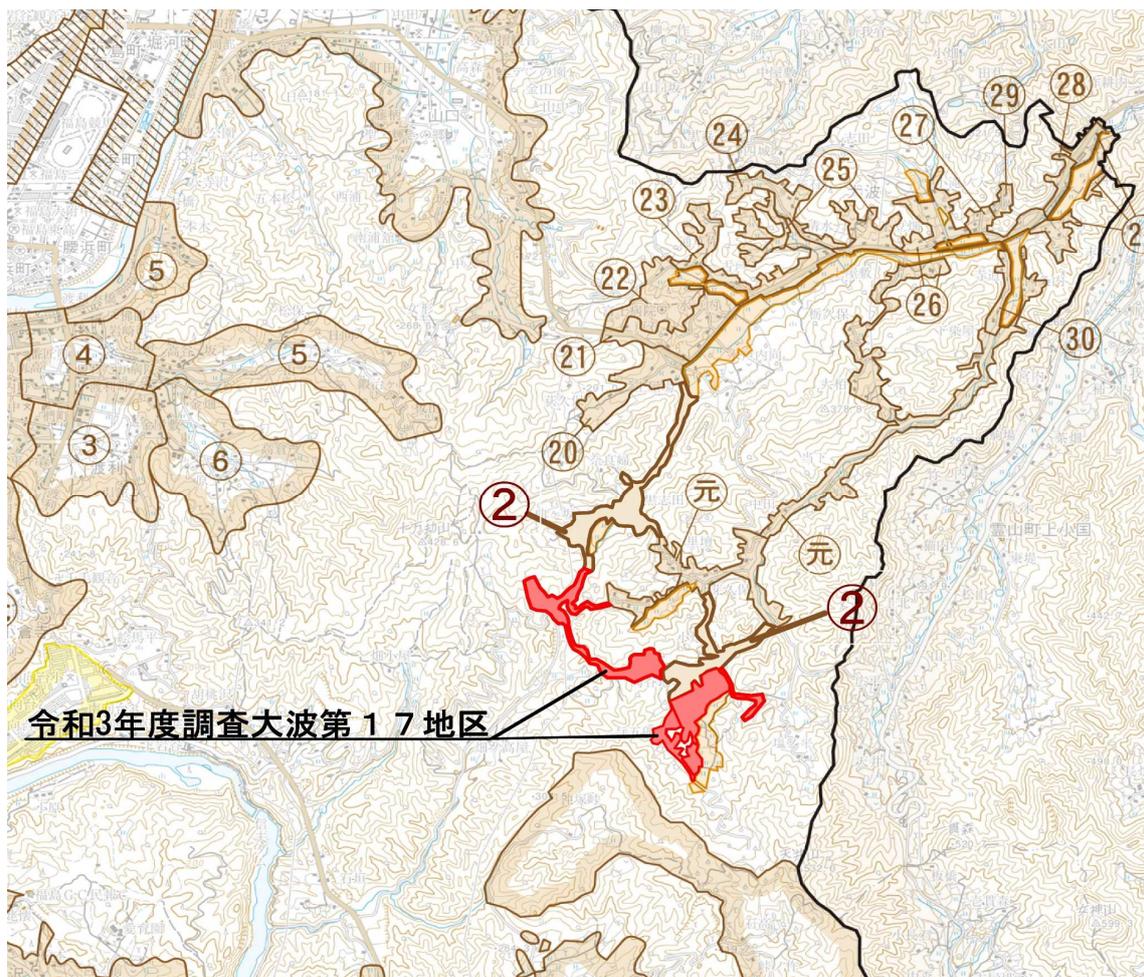
①12月期 公布の日から施行(令和4年12月1日適用)

②次年度以降分 令和5年4月1日施行

(議案第144号)

## 2. 字の区域の変更の件

### 大波地区地籍調査事業実施位置図



【○内の数字は調査年度】

